



平成 30 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社エラン
代表者名 代表取締役社長 櫻井 英治
(コード番号 6099 東証第一部)
問合せ先 取締役 CFO 管理本部長 原 秀雄
(TEL. 0263-29-2684)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに配当予想修正に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 11 月 9 日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに配当予想の修正について、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式数の増加により株式の流動性を高めることで、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

平成 30 年 12 月 31 日（月曜日）（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成 30 年 12 月 28 日（金曜日））を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 2 株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

| | |
|-----------------|--------------|
| 株式分割前の発行済株式総数 | 15,130,000 株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 15,130,000 株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | 30,260,000 株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 96,000,000 株 |

なお、株式分割後の当社発行済株式総数は平成 30 年 10 月 31 日の発行済株式総数を基準として算出しており、それ以降の新株予約権の行使による発行済株式総数の増加は考慮しておりません。

(3) 日程

| | |
|-------------|--|
| 基準日公告日 (予定) | 平成 30 年 12 月 14 日 (金曜日) |
| 基準日 | 平成 30 年 12 月 31 日 (月曜日) (実質上、平成 30 年 12 月 28 日 (金曜日)) |
| 効力発生日 | 平成 31 年 1 月 1 日 (火曜日) |

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、同日開催の取締役会において、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 31 年 1 月 1 日をもって当社定款第 6 条を変更し、発行可能株式総数を分割比率に合わせて変更するものといたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分)

| 現行定款 | 変更後 |
|--|--|
| (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>48,000,000</u> 株とする。 | (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>96,000,000</u> 株とする。 |

(3) 日程

| | |
|-------|-----------------------|
| 効力発生日 | 平成 31 年 1 月 1 日 (火曜日) |
|-------|-----------------------|

3. 配当予想修正について

株式分割後となる平成 30 年 12 月期の配当予想につきましては、今回普通株式 1 株を 2 株に分割することに伴い、1 株当たりの予想期末配当金は、平成 30 年 8 月 10 日公表の「配当予想の修正に関するお知らせ」に記載の予想金額を以下のとおり修正いたします。

| | 第 1 四半期末 | 第 2 四半期末 | 第 3 四半期末 | 期末 | 合計 |
|------------------------------|----------|----------|----------|-------------|-------------|
| 前回予想 (平成 30 年 8 月 10 日発表) | 円銭 — | 円銭 — | 円銭 — | 円銭 12.00 | 円銭 12.00 |
| 今回修正予想(注) | — | — | — | 6.00 | 6.00 |
| 当期実績 | — | 0.00 | — | — | — |
| 前期実績 (平成 29 年 12 月期) | — | 0.00 | — | 8.00 | 8.00 |

(注) 今回修正予想は、株式分割後の 1 株当たりの配当金額を表示しており、平成 30 年 8 月 10 日に公表いたしました株式分割前 1 株当たり予想年間配当金額 12.00 円に実質的な変更はありません。

<ご参考>

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

(2) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権の1株当たりの権利行使価額を平成31年1月1日以降、次のとおり調整いたします。

| 新株予約権行使価額の調整 | | |
|--------------|---------|---------|
| | 調整前行使価額 | 調整後行使価額 |
| 第2回新株予約権 | 65円 | 33円 |
| 第4回新株予約権 | 1円 | 1円 |

以上